



三重県公報

令和3年9月3日 (金)
 第 240 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
129	行政書士法施行細則の一部を改正する規則	(法務・文書課)	2
告 示			
558	保安林の指定を解除する予定である旨	(治山林道課)	2
559	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定による業務拡大に係る業種及び職種 の指定	(雇用対策課)	2
560	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	3
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総務課)	4
	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	(感染症対策課)	4
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	5
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	5
	令和3年度後期技能検定の実施	(雇用対策課)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年九月三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百二十九号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（平成十二年三重県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（帳簿の記載事項）</p> <p>第七条 法第九条第一項の知事の定める事項は、<u>受託番号</u>とする。</p>	<p>（帳簿の記載事項）</p> <p>第七条 法第九条第一項の知事の定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>一 <u>受託番号</u></p> <p>二 <u>作成した書類の枚数</u></p>

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 558 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
鳥羽市桃取町字八幡山 273 番 9、285 番 5
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設とするため

三重県告示第 559 号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 45 条において準用する同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定により公示します。

令和 3 年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定に係る地域並びに指定した業種及び職種

指定に係る地域	業種	職種
桑名市	大分類 O 教育、学習支援業	大分類 I 輸送・機械運転の職業
	中分類 82 その他の教育、学習支援業	中分類 66 自動車運転の職業
四日市市	大分類 E 製造業	大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業
	中分類 25 はん用機械器具製造業	中分類 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
	大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業	大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業

	中分類 36 水道業	中分類 75 運搬の職業
	大分類 I 卸売業、小売業 中分類 56 各種商品小売業	大分類 D 販売の職業 中分類 32 商品販売の職業
	大分類 P 医療、福祉 中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業	大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業 中分類 76 清掃の職業
鈴鹿市	大分類 A 農業、林業 中分類 01 農業	大分類 G 農林漁業の職業 中分類 46 農業の職業
	大分類 I 卸売業、小売業 中分類 56 各種商品小売業	大分類 D 販売の職業 中分類 32 商品販売の職業
津市	大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 80 娯楽業	大分類 E サービスの職業 中分類 39 飲食物調理の職業
	大分類 E 製造業 中分類 25 はん用機械器具製造業	大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業 中分類 75 運搬の職業
	大分類 R サービス業（他に分類されないもの） 中分類 88 廃棄物処理業	大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業 中分類 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
伊賀市	大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 80 娯楽業	大分類 E サービスの職業 中分類 39 飲食物調理の職業
	大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 80 娯楽業	大分類 E サービスの職業 中分類 40 接客・給仕の職業
名張市	大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 80 娯楽業	大分類 E サービスの職業 中分類 40 接客・給仕の職業
	大分類 E 製造業 中分類 24 金属製品製造業	大分類 H 生産工程の職業 中分類 57 機械組立の職業

注1 業種は、総務省編日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に定める中分類に規定する業種による。

注2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成 24 年 3 月改訂）に定める中分類に規定する職種による。

2 指定年月日

令和 3 年 9 月 3 日

三重県告示第 560 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、いなべ市、桑名郡、員弁郡及び桑名市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 3 年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 3 年 10 月 5 日（火）	午前 11 時から 午後 3 時まで	いなべ市役所藤原庁舎
令和 3 年 10 月 6 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いなべ市役所保健センター棟裏（検診バス駐車場）
令和 3 年 10 月 7 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いなべ市役所員弁庁舎（旧うりぼう前）
令和 3 年 10 月 8 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いなべ市役所大安庁舎
令和 3 年 10 月 12 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	木曾岬町役場
令和 3 年 10 月 13 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	東員町役場笹尾連絡所
令和 3 年 10 月 14 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	東員町役場
令和 3 年 10 月 18 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	桑名市多度まちづくり拠点施設（旧多度公民館）
令和 3 年 10 月 19 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	桑名市長島地区市民センター（旧長島町総合支所）

令和3年10月20日(水)	午前10時30分から 午後3時まで	桑名市役所(立体駐車場西隣)
令和3年10月21日(木)	午前10時30分から 午後2時まで	桑名市役所(立体駐車場西隣)

公 告

三重県表彰規則(昭和25年三重県規則第38号の1)第2条の規定により、次の者を表彰しました。

令和3年9月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

表 彰 日	区 分	氏 名	競 技
令和3年8月17日	三重県民栄誉賞	向 田 真 優	レスリング
令和3年8月18日	〃	山 田 優	フェンシング

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和3年9月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

(2) 対象者

18歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疾病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限り、また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

2 予防接種を行う期間

令和3年9月6日から令和4年2月28日まで

3 予防接種を行う場所

国立大学法人三重大学医学部附属病院
三重県津市江戸橋2丁目174

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者

オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、阿山町土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 3 年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年 9 月 6 日から同年 10 月 5 日まで

3 縦覧の場所

伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（青蓮寺用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 3 年 8 月 24 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 3 年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

令和 3 年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 等級区分

特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級（後期実施）

2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所

別表のとおり

3 技能検定試験の方法

学科試験及び実技試験

4 受検手数料

知事が定めた額

5 受検申請の手続

(1) 提出書類等

イ 技能検定受検申請書

ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ハ 手数料

ニ 本人確認書類

(2) 受付場所

津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階

三重県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和3年10月4日(月)から同月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)受付を行います。また、郵送による場合は、令和3年10月8日(金)の消印のものまで受け付けます。

(4) 受検申請に関する注意

- イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- ロ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
- ハ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除きます。)であっても受け付けます。
- ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 その他

(1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

(2) 実技試験の日程は、令和3年11月26日(金)以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。

(3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
(1) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御)、配管(建築配管及びプラント配管(鋼管のみ))、型枠施工(型枠工事)及び金属材料試験(機械試験(実技は2級のみ)及び組織試験) (2) 3級 電気機器組立て(シーケンス制御)及び型枠施工(型枠工事)	令和4年 1月23日(日)	令和3年12月3日(金)から令和4年2月13日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対して別途通知する場所
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井(パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金)、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、寝具製作、石材施工(石材加工)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事)及び機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CAD) (3) 3級 造園(造園工事)、家具製作(家具手加工)、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CAD) (4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事)	令和4年 1月30日(日)		
(1) 1級及び2級 半導体製品製造(集積回路チップ製造及び集積回路組立て)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製造)、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス(DTP)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、鉄筋施工(鉄筋組立	令和4年 2月6日(日)		

て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工 事)、塗装(鋼橋塗装)及び広告美術仕上げ(広告 面粘着シート仕上げ) (2) 3級 機械加工(普通旋盤)、機械検査、電子機器組立 て、プリント配線板製造(プリント配線板設計)、 建築大工(大工工事)及びテクニカルイラストレー ション(テクニカルイラストレーション手書き及び テクニカルイラストレーションCAD)			
---	--	--	--

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年9月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 8月19日	名張市桔梗が丘5番町9街区82-2ほか2筆及び桔 梗が丘7番町3街区1812-7	名張市桔梗が丘2番町5街区72 加茂和敏 名張市桔梗が丘2番町5街区75-2 株式会社パンダリーナ 代表取締役 山川典子
令和3年 8月23日	いなべ市大安町石樽下字辻内66-2ほか23筆ほか	津市幸町27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金也
令和3年 8月24日	員弁郡東員町大字山田字鳥取1104-1ほか1筆	四日市市赤堀南町4-20 ブランルージュ南町 603 浦 篤 亮 介
令和3年 8月24日	多気郡明和町大字金剛坂字古垣内1079ほか4筆	多気郡明和町大字有爾中212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東 谷 泰 介

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>